



サービス付き高齢者向け住宅 虹の家と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協定書

(第 190005 号)

サービス付き高齢者向け住宅 虹の家 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

サービス付き高齢者向け住宅 虹の家は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基本項目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 施設等の衛生管理 | ② 商品の品質管理 |
| ③ 従業者等の衛生管理 | ④ 問題発生時の危機管理 |
| ⑤ ①～④以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるように、広報などの支援を積極的に行います。

令和元年7月1日

富士ライフサポート株式会社
代表取締役

吉見 隆雅

札幌市
市長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 冷蔵庫・冷凍庫の温度を管理表に記録します。
- 手洗のチェック（作業前、作業中、作業後）を行います。
- 食中毒の予防の原則（清潔、迅速、冷却、加熱）を守り、食品の安全を確保します。
- 厨房内の整理整頓を行い（作業台、包丁、まな板など）、消毒を徹底し、清潔に保ちます。